

令和8年度 三光橋他低濃度PCB廃棄物運搬・処分業務委託（運搬業務）仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、令和8年度（主）住吉上館線三光橋他低濃度PCB廃棄物運搬・処分業務委託の運搬業務（以下「運搬業務」という。）に適用する。

（目的）

第2条 本仕様書は、新潟県新発田地域振興局地域整備部が保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「低濃度PCB」という）を含有している塗膜片等（保管容器含む）の処理のうち運搬業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

（業務委託期間）

第3条 業務委託期間は、契約締結の日から令和9年2月26日までとする。受注者はこの期間中に処分業務に係るすべての手続を完了させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、廃棄物の収集を令和8年11月30日までに完了させなければならない。

（業務の履行義務）

第4条 受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に運搬業務を履行しなければならない。

（廃棄物（保管容器）及び予定数量）

第5条 運搬業務の対象となる低濃度PCB廃棄物の性状及び数量は「（別添1）PCB廃棄物重量・分析結果一覧表」のとおりとする。

（業務の内容）

第6条 運搬業務の内容は、前条に記載する低濃度PCB廃棄物を、その受け渡し場所から処分業務を行う施設までの運搬とする。

（廃棄物の収集）

第7条 第5条に掲げる低濃度PCB廃棄物の受け渡し場所は、新潟県胎内市羽黒（新潟県旧種豚改良センター倉庫）及び新発田市豊町（新潟県新発田地域整備部新倉庫）とする。

2 前項の受け渡し場所において運搬車両への低濃度PCB廃棄物の積込みは、受注者が行うものとする。

（低濃度PCB廃棄物の搬出日等）

第8条 前条第1項の受け渡し場所から低濃度PCB廃棄物の搬出する日については、原則として次のとおりとする。ただし、発注者の指示により搬出時間等を変更する場合は、その指示に従うものとする。

（1）原則として、平日とする。なお、平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く日とする。

（2）搬出時間は原則として、午前8時30分から午後5時とする。

（業務提携による場合の業務管理）

第9条 業務提携により受注した場合は、処分業務を行う者が運搬業務を行う者の搬出工程管理を行うものとし、本業務の受注者はこれに協力するものとする。

(関係法令の遵守)

第10条 受注者は、業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）（以下「廃棄物処理法」という。）及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

(安全管理)

第11条 受注者は、運搬業務の履行にあたり労働基準法（昭和29年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 運搬業務にあたって、その経路にあたる自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

(運搬の変更)

第12条 発注者は、受注者が行う運搬業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第13条 受注者は、発注者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

2 受注者は、運搬業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

(故障等の報告)

第14条 受注者は、運搬業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第15条 受注者は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を得ているものとする。

2 受注者は、低濃度PCB廃棄物の運搬経路図を提出するものとし、その経路に塗膜片等が脱落、飛散しないよう万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一事故等により脱落、飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理しなければならない。

3 第7条に掲げる受け渡し場所内の運転については徐行運転とし、関係者以外の立ち入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。

4 受注者は、発注者から受託した第6条に規定する業務を、他人に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合は、この限りでない。

(資格を要する業務)

第16条 受注者は、運搬業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第17条 受注者は、業務が完了した後、速やかに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 運搬業務の履行の確認は、業務完了報告書及びマニフェスト B 2 票に基づき行うものとする。

(疑義等の解決)

第18条 本仕様書等に定める事項について疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議の上、決定する。

(以上)